

令和 6 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 7 年 3 月

さぬき市監査委員

令和6年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和5年度分

(2) 令和6年度（4月1日から基準日まで）

① 実地監査に関する基準日・・・令和6年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和6年11月30日

3 監査の評価項目

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営等について監査を実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制（リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法）に注視して監査を実施した。

4 監査の主な実施内容

さぬき市監査基準に準拠したうえで、監査の評価項目に基づき、監査対象部署に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行って実施した。

5 監査日程

(1) 監査期間

令和6年11月13日から令和7年1月31日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所 管	課 等
11月13日	長尾公民館	教育委員会事務局	生涯学習課
	志度公民館		
11月14日	さぬき南中学校		学校教育課
	長尾中学校		
	志度中学校		

② 各課等監査

実施月日	部 署 名 等		実 施 場 所
1月20日	教育委員会事務局	学 校 教 育 課	寒川第2庁舎 2階会議室
		教 育 総 務 課	
		生 涯 学 習 課	
1月21日	市 民 部	総 合 支 所	寒川庁舎1階 多目的ホール
	健康福祉部	福 祉 総 務 課	
		長 寿 介 護 課	
1月23日	健康福祉部	国 保 ・ 健 康 課	
		子 育 て 支 援 課	
		幼 保 こ ど も 園 課	
	津 田	診 療 所	津田診療所
1月24日	建設経済部	都 市 整 備 課	本 庁 4階会議室
		農 林 水 産 課 【農業委員会事務局】	
		商 工 観 光 課 【観光推進室】	
1月27日	市民病院	総 務 企 画 課	市民病院 2階会議室
		患 者 サ ー ビ ス 課	
		プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	
	会 計 管 理 者	会 計 課	本 庁 4階会議室
	建設経済部	下 水 道 課	
	監 査 委 員 事 務 局		
1月28日	市 民 部	人 権 推 進 課	本 庁 4階会議室
		生 活 環 境 課	
		市 民 課	
		税 務 課 【債権管理室】	
1月30日	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	危 機 管 理 課	本 庁 4階会議室
	総務部	財 産 活 用 課	
		秘 書 広 報 課	
1月31日	議 会 事 務 局	議 事 課	本 庁 4階会議室
	総 務 部	政 策 課	
		総 務 課 【選挙管理委員会事務局】	

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、高嶋正朋委員については生涯学習課所管に係る定期監査・行政監査については除斥とした。

7 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、全般的な意見としては次のとおりである。まず、酒気帯び運転に対する取組については、酒気帯び確認記録簿を導入しているが、記入漏れ等の部署が多数見受けられ、これについての適正な運用を求める。また、基金の債券運用においては、金利上昇に伴う債券価格の下落による含み損が発生しており、今後の市場金利動向に十分留意し、運用を行っていただきたい。

また、別記において、個別的な指摘として、各部署に対し監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
勧 告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和6年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 6 年度	結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	市民部税務課債権管理室
指摘・意見等の項目	税外債権徴収事務の強化について		
指摘・意見等の内容	<p>税外債権の徴収金は、依然として多額の未収金があるため、財源確保と負担の公平性の観点から、適正な債権管理を行い、解消に向けた取り組みを進める必要がある。また、税外債権の徴収強化を進めていくに当たっては、効率的かつ効果的な債権管理に関する基本的な考え方を全庁的に共有し、実効性のある回収に取り組むことが求められる。</p> <p>税外債権については、債権所管課（以下「所管課」という。）に聞き取りをした際、「債権管理室に依頼している」という回答が多数見受けられた。しかし、債権管理室としては、所管課それぞれの取り組み方が異なるため、債権によっては移管時において既に年数が経ち債権回収が難しい事案が発生しているとの報告があった。</p> <p>数年前に所管課に対し税外債権の研修を行ったとのことであるが、債権回収の取組体制が不十分と思われる所管課もあるため、毎年債権回収の徴収上必要な事項の研修を開催するなど、所管課が遂行すべき業務の徴収指導を積極的に行い、全庁的な債権回収の推進を図られたい。</p>		

監査年度	令和 6 年度	結果No.	2
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	総務部危機管理課
指摘・意見等の項目	適正な準公金の伝票処理について		
指摘・意見等の内容	<p>消防団の準公金において、「収入伝票に起票日の記載がない」、「支出伝票に請求書が添付されていない」等の伝票が見受けられたので、今後においては、適切な伝票処理を求める。</p> <p>また、伝票の項目が少なく、執行内容を十分に把握できないため、様式の変更を望むものである。</p>		

令和6年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 6 年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	会計課
指摘・意見等の項目	振込手数料の削減について		
指摘・意見等の内容	<p>令和6年度においては、振込手数料の有料化に伴う経費の増額が見込まれている。ソフト面においては、その経費の増加を抑えるため、支出担当課に向け「同一課の同一債権者の支払請求の集約」、「委託契約等で毎月払のものを四半期又は半期に」などの周知を行っているところである。また、ハード面においては、「同一債権者の支払を集約できる」システムを構築し、一部の支払いにおいて活用するとの報告であった。</p> <p>しかし、金融機関の動向をみると、今後も手数料の値上げが想定されるため、引き続き増額するであろう経費を更に削減するため、公金振込事務について、会計処理の指導をより徹底されるとともに、振込件数削減に向けた効率的な支払方法を検討し、振込手数料の削減に努められたい。</p>		

監査年度	令和 6 年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部福祉総務課
指摘・意見等の項目	相談体制の周知について		
指摘・意見等の内容	<p>食料品や電気料金などの度重なる物価高騰の影響等により、生活困窮に陥る人が増加傾向にあり、市としては、生活困窮者に対し、専門的に相談ができる場の提供が求められる。しかし、相談窓口が分からないという人が多いのではないかと考える。現状は、生活困窮者への情報が行き届いていないように思える。</p> <p>そのため、悩みを抱える人が相談しやすい環境作りを行い、対象となる誰もが支援の窓口を容易に把握できるよう周知に努めていただきたい。</p>		

令和6年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 6 年度	結果No.	5
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	教育委員会学校教育課
指摘・意見等の項目	適切な随意契約の執行について		
指摘・意見等の内容	<p>小・中学校スクールバス運行に伴うアルコール確認等については、アルコールチェック代行サービス業務（以下「代行サービス業務」という。）を随意契約で委託しており、その随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、ITツールに不安がある運転手にも扱いやすい業者で選定したとしている。</p> <p>随意契約とは、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して締結する例外的な契約方法である。そのため、その運用を誤ると、公平性が欠如し、相手方の固定化を招く恐れがある。また、業者選定の方法によっては価格の高止まりや不適切な価格による契約が行われるなど、結果として公正な取引を損なう可能性があるため、その運用に当たっては透明性及び公平性が特に求められているものである。</p> <p>しかしながら、代行サービス業務の随意契約は、第三者の視点から判断して、市が策定した随意契約ガイドラインの内容に基づいた検討が不十分ではないかと思われる。今後においては、競争入札の執行の検討を行うとともに、随意契約を適用せざるを得ない場合であっても、予定価格を経済性の面から十分に精査し、適切な執行を求める。</p>		

監査年度	令和 6 年度	結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会生涯学習課
指摘・意見等の項目	公民館の業務日誌の統一について		
指摘・意見等の内容	<p>長尾・志度公民館の業務日誌の確認を行ったが、その記入については、それぞれ独自の様式で行われていた。統計資料等の作成や、各公民館の状況を比較する場合もあるため、その様式については、統一したものが望ましいと考える。日時、利用者数、利用内容はもとより、各公民館の日誌の長所を取り入れた統一様式を検討していただきたい。</p>		